

# 北海道有機農業研修受入生産者登録要領

## 第1 目的

この要領は、北海道内において有機農業を営む生産者で新たに有機農業を行おうとする新規就農希望者及び慣行農業等から有機農業へ転換しようとする者（以下「有機農業の新規参入希望者」という。）を研修生として受入を希望する者を登録し、これらの者に関する情報を公開することにより、有機農業の新規参入希望者がその情報を活用して、希望する地域の気象条件・土壌条件等に適合した有機農業の実践的技術や知識の習得ができるようにすることにより、有機農業への参入・定着を促進し、もって有機農業の取組拡大の推進を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この要領において、有機農業研修受入生産者とは、北海道内において有機農業を営む生産者で有機農業の新規参入希望者を研修生として受入を希望する者のうち第3に規定する登録要件を満たし、登録された個人又は法人をいう。

## 第3 登録要件

有機農業研修受入生産者の登録に係る要件は、次のとおりとする。

- (1) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項の規定による認証（以下「有機JASの認証」という。）を受けた有機農産物、有機飼料又は有機畜産物の生産工程管理者であって、認証を受けた日から5年以上継続している者であること。
- (2) 次のいずれかの認定等を受け、地域の気象条件・土壌条件等に適合した有機農業を実践し、効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むことが確実と認められる者であること。
  - ア 北海道指導農業士認定要綱（平成5年3月31日付け農改第2270号北海道農政部長通知）に基づき、指導農業士として認定されている者
  - イ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）
  - ウ 北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）の別記の3（2）の「優れた経営を行い、青年の研修受入体制の整っている農家又は農業法人で、知事が認めるもの」（以下「先進農家等」という。）に該当する者
- (3) 有機農業の研修生の受入に意欲的で、研修生の受入・指導実績があるなど受け入れる研修生に対し、適切な指導ができること。

## 第4 登録申請

有機農業研修受入生産者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、有機農業研修受入生産者登録申請書（第1号様式）及び有機農業研修受入生産者登録票（第2号様式）に必要な書類を添付し、北海道知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

## 第5 登録

知事は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第3項の規定に該当する場合を除き、有機農業研修受入生産者として登録することとし、その旨を有機農業研修受入生産者登録通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

- 2 知事は、第1項の規定による登録を行ったときは、その内容をホームページで公開するものとする。
- 3 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録しないこととし、その理由を付して申請者に通知するものとする。
  - (1) 第3に規定する登録要件を満たさないとき
  - (2) その他有機農業研修受入生産者として相応しくないと認められるとき

## 第6 登録内容の変更

有機農業研修受入生産者は、有機農業研修受入生産者登録票（第2号様式）に記載した登録事項の内容に変更があったときは、有機農業研修受入生産者登録事項変更届（第4号様式）により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、第1項の規定による届出を受けたときは、登録内容を変更するとともに、変更後の内容をホームページで公開するものとする。

## 第7 登録の辞退

有機農業研修受入生産者は、第3に規定する登録要件を満たさなくなったとき又は研修生の受入を希望しなくなったときは、有機農業研修受入生産者登録辞退届（第5号様式）により知事に届け出なければならない。

## 第8 登録の取消

知事は、有機農業研修受入生産者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第3に規定する登録要件を満たさなくなった事実が判明したとき
- (2) 第7に規定する届出があったとき
- (3) その他知事が必要と認めたとき

2 知事は、第1項の規定により登録の取消を行ったときは、遅滞なく有機農業研修受入生産者登録取消通知書（第6号様式）により取消対象となった有機農業研修受入生産者にその旨を通知するとともに、ホームページで公開するものとする。

## 第9 有機農業研修受入生産者の活用

有機農業の新規参入希望者が有機農業研修受入生産者のもとの研修を希望する場合には、直接希望する有機農業研修受入生産者に連絡し、研修受入条件等を確認の上、研修の申込を行うものとする。

## 第10 報告

有機農業研修受入生産者は、当該年度の研修受入状況を有機農業研修受入状況報告書（第7号様式）により毎年度終了後20日以内に知事に報告するものとする。

## 第11 道の責任等

この要領の規定による有機農業研修受入生産者の登録、情報の公開及び活用により、登録された有機農業研修受入生産者及び有機農業の新規参入希望者その他当該情報の活用者が不利益を受けたときにも、知事は一切の責任を負わないものとする。

## 第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年11月28日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和2年12月2日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(第1号様式)

有機農業研修受入生産者登録申請書

年 月 日

北海道知事様

住所

申請者

氏名

〔法人にあつては、名称  
及び代表者氏名〕

有機農業研修受入生産者の登録をしたいので、北海道有機農業研修受入生産者登録要領第4の規定により、次のとおり必要な書類を添付し、申請します。

記

(添付書類)

1 有機農業研修受入生産者登録票 (第2号様式)

2 登録要件確認書類

(1) 第1号要件 登録認証機関から交付された有機JASの認証書の写し

(2) 第2号要件 ア又はイに該当する者にあつては、これを証する次の書類の写し

ア 指導農業士認定証

イ 農業経営改善計画の市町村からの認定の通知

※1 不要な文字は削除して使用してください。

※2 第2号のウの先進農家等に該当する者として登録申請する場合には、これを示す書類が交付されていないため、有機農業研修受入生産者登録票(第2号様式)の記載をもって足り、確認書類の提出は必要ありません。

なお、審査において、知事の承認を受けていないことが判明した場合には、登録要件を満たさないため、北海道有機農業研修受入生産者登録要領第5の第3項第1号の規定により登録しないこととなりますので、必要に応じ確認の上、申請するようにしてください。

(第2号様式)

有機農業研修受入生産者登録票

( 年 月 日現在)

1 生産者基本情報	(ふりがな) 名称(農場名)		所在地 (又は住所)	〒
	(ふりがな) 代表者		電話番号	
	(ふりがな) 担当者		FAX番号	
			E-mail	
2 登録要件情報	有機JASの認証	【登録認証機関】	【認証年月日】	
	認証等の状況	・指導農業士 ・認定農業者 ・先進農家等(農業次世代人材投資事業の知事承認または承認による研修受入時期: 年 月頃)		
	研修受入実績 (過去3年間の実績等)	年度( 人)、 年度( 人)、 年度( 人) (※過去3年間に受入実績がない場合)直近の受入年度・人数( 年度 人)		
3 営農情報	有機栽培年数 (うち有機JAS)	年 ( 年)	【栽培作物】	
	栽培形態	有機JAS・有機(非JAS) 特別栽培・慣行等	【特徴的な技術】	
	経営面積 (うち有機栽培)	ha ( ha)		
4 研修募集情報	受入時期		宿泊施設	①受入者自宅 ②公営住宅 ③民間アパート ④その他( ) ⑤無(通勤可能者のみ)
	研修期間			
	研修時間		料金(宿泊施設の区分毎に記入し、⑤無の場合は、記入しないこと)	・有料(目安: ) ・無料( )
	研修手当	・有(下限 ~ 上限) ・無		
	年齢		交通手段	・受入者が送迎 ・公共交通機関 ・研修者個人で確保 ・その他( )
	家族構成	单身・夫婦・不問 その他( )		
	その他の条件			
5 参考情報 (当該地域での新規就農の可能性)	経営開始可能性	有 ・ 無	就業(雇用)可能性	・自農場 ・他農場( ) ・その他( ) ・無
	有の場合は、土地等の所在の地区名等			
	その他情報			
6 研修生へのメッセージ	(得意分野、アピールポイント、研修生へのメッセージ等を自由記載(100字程度))			

上記に記載した事項に相違ありません。

また、上記「2 登録要件情報」を除き、道が情報公開することを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称  
及び代表者氏名)

(第3号様式)

有機農業研修受入生産者登録通知書

年 月 日

様

北海道知事

年 月 日付で申請のあったこのことについて、北海道有機農業研修受入生産者登録要領第5の規定により別紙登録票のとおり登録したので、通知します。

(〇〇課)

(第4号様式)

有機農業研修受入生産者登録事項変更届

年 月 日

北海道知事様

住所

届出者

氏名

法人にあつては、名称

及び代表者氏名

有機農業研修受入生産者の登録事項を次のとおり変更したいので、北海道有機農業研修受入生産者登録要領第6の第1項の規定により届け出ます。

記

項目	変更前	変更後

(第5号様式)

有機農業研修受入生産者登録辞退届

年 月 日

北 海 道 知 事 様

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、名称〕  
及び代表者氏名

有機農業研修受入生産者の登録を辞退したいので、北海道有機農業研修受入生産者登録要領第7の規定により届け出ます。

記

1 理由

2 上記1の事実発生日

年 月 日



(第6号様式)

有機農業研修受入生産者登録取消通知書

年 月 日

様

北海道知事

年 月 日付けで有機農業研修受入生産者として登録しましたが、北海道有機農業研修受入生産者登録要領第8の規定により、次のとおり登録を取り消しましたので、通知します。

記

1 取消年月日

年 月 日

2 取消理由

(〇〇課)

(第7号様式)

## 有機農業研修受入状況報告書

年 月 日

北海道知事様

住所

届出者

氏名

（法人にあつては、名称  
及び代表者氏名）

北海道有機農業研修受入生産者登録要領第10の規定により、年度分（年  
4月～年3月まで）の研修受入状況を次のとおり報告します。

記

研修受入（予定）期間受入人数		受入人数
年 月 ～	年 月（月）	人
年 月 ～	年 月（月）	人
年 月 ～	年 月（月）	人
年 月 ～	年 月（月）	人
年 月 ～	年 月（月）	人
合	計	人

- ※1 研修の受入期間が異なる毎に区分して記載してください。
- 2 過年度（報告年度以前）から研修を継続している受入人数も記載してください。
- 3 複数年度に跨がる研修を受け入れている場合で、報告年度以降も継続する方の「研修受入（予定）期間」の終了予定時期は、現時点での見込みを記載してください。